

宮城県地球温暖化対策実行計画等の策定に関する基礎調査業務 仕様書（案）

1 委託業務期間

契約日から 2022（令和 4）年 11 月 30 日（火）

2 成果物（納品物）

- (1) 宮城県地球温暖化対策実行計画（本編） カラー100 ページ程度×200 冊
- (2) 宮城県地球温暖化対策実行計画（概要版） カラー 8 ページ程度×200 冊
- (3) 温室効果ガス排出量等の算定に関する手順書
- (4) 温室効果ガス排出量等の現況推計値を算出するための計算表（マクロを使用しないエクセルでの作成を想定）
- (5) 上記に関する根拠となる各種電子データ

3 宮城県地球温暖化対策実行計画の基本的な構成（案）

計画は「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「宮城県再生可能エネルギー・省エネルギー計画」「気候変動適応計画」「宮城県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の4つの計画を統合したもので、基本的な構成（案）は次のとおりとする。なお、内容は各種法令やガイドライン（今後、定められる予定のものを含む。）の規定に準拠するものとする。

- (1) 趣旨
- (2) 現状・課題
- (3) 目標（温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量）
- (4) 施策の大綱（基本的方向性）
- (5) 推進施策（施策のほか各項目ごとに個別目標を記載）

イ 再生可能エネルギー等の利用促進

〔個別目標のイメージ〕 再生可能エネルギー導入量など

ロ 事業者・住民の削減活動促進

〔個別目標のイメージ〕 エネルギー消費量の削減量など

ハ 地域環境の整備

〔個別目標のイメージ〕 間伐による吸収量など

ニ 循環型社会の形成

〔個別目標のイメージ〕 廃棄物排出量など

（宮城県循環型社会形成推進計画に関連）

ホ 事務事業における排出削減

〔個別目標のイメージ〕 再生可能エネルギー由来電力導入量など

ヘ 気候変動適応策の推進

ト 重点推進施策

※ 上記推進施策のうち、イ～ニは「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、イ～ロは「宮城県再生可能エネルギー・省エネルギー促進計画」、ホは「宮城県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、へは「宮城県気候変動適応計画」を表す。

- (6) 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する基準
- (7) 推進体制

4 委託業務内容

(1) 宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に関する基礎調査

イ 温室効果ガス排出量及び吸収量（現況値）の推計方法の検討及び算定

(イ) 算定対象ガス

二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン（HFC），パーフルオロカーボン（PFC），六フッ化硫黄（SF6），三ふっ化窒素（NF3）の7種類の温室効果ガスとする。

(ロ) 算定対象期間

1990（平成2）年度，2000（平成12）年度及び2005（平成17）年度から直近年度（可能であれば2021（令和3）年度）までの各年度とする。

(ハ) 温室効果ガス排出量の各部門

二酸化炭素排出量は，「エネルギー転換」，「産業」，「民生業務」，「民生家庭」，「運輸」，「廃棄物」の6つの部門ごとに，「その他のガス」についてはガスごとに取りまとめるものとする。

(ニ) 算定方法

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」（以下「環境省マニュアル」という。）を基本とし，県職員が算定することができる簡易かつ即時性のある算定方法を複数提案し，それぞれメリット・デメリットを整理する。また，算定に使用する各種統計は，基本無料で容易に入手可能なものとし，かつ可能な限り使用する点数を少なくするものとする（10点程度が望ましい）。

なお、現在の温室効果ガス排出量の算定方法は、平成30年10月に策定した「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の資料編を参照すること。

※<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/new-ontai-plan.html>

（180頁に記載）

(ホ) 従来算定結果との比較検証

現在，県が公表している温室効果ガス排出量・吸収量との比較検証を行う。

ロ 温室効果ガス排出量及び吸収量の将来推計

(イ) 目標年度

2013（平成25）年度を基準年、短期目標年度を2030（令和12）年度、長期目標年度を2050（令和32）年度とする。

(ロ) 将来推計

上記目標年度における温室効果ガス排出量及び吸収量について，環境省マニュアルを参考にしつつ，本県の状況を踏まえて，将来推計を行う。

ハ 温室効果ガス排出量の削減目標の検討

温室効果ガス吸収量を考慮して2050（令和32）年度までに温室効果ガスの排出が実質ゼロとなる2030（令和12）年度及び2050（令和32）年度の削減目標を検討する。合わせて，改正された地球温暖化推進法の規定に基づく施策ごとの目標指標を

検討する。

(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー計画の策定に関する基礎調査

イ 基礎情報の収集及び整理

県内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを調査し、本県の状況をまとめる。調査に当たっては、再生可能エネルギー情報提供システム REPOS 等で公表されている最新データ等を活用する。

ロ 再生可能エネルギー導入量及びエネルギー消費量の推計方法の検討・算定

(イ) 算定対象期間

再生可能エネルギー導入量は、2005（平成 17）年度から直近年度（可能であれば 2021（令和 3）年度）までの各年度とし、エネルギー消費量は、1990（平成 2）年度、2000（平成 12）年度及び 2005（平成 17）年度から直近年度（可能であれば 2021（令和 3）年度）までの各年度とする。

(ロ) エネルギー消費量の各部門

エネルギー消費量は、「エネルギー転換」、「産業」、「民生業務」、「民生家庭」、「運輸」、「廃棄物」の 6 つの部門ごとに取りまとめるものとする。

(ハ) 算定方法

県職員が対応できる簡易かつ即時性のある算定方法を複数提案し、それぞれメリット・デメリットを整理する。

エネルギー消費量については、前述の「温室効果ガス排出量及び吸収量」と同時に算定できるよう、算定に使用する各種統計は、「温室効果ガス排出量及び吸収量」の算定と同様のものとする。

再生可能エネルギー導入量の算定方法については、算定に使用する数値等は、国などの公表値であり、かつ年 1 回以上公表されるものを使用するよう努めることとする。なお、バイオマス発電及び熱利用については、今後の進行管理の中で、参考値として県内資源に限定した導入量も算出できる算定方法とする。

国で計画策定マニュアルが公表された場合には、必要に応じて国のマニュアルを参考とする。

(ニ) 従来算定結果との比較検証

現在、県が公表している再生可能エネルギー導入量及びエネルギー消費量との比較検証を行う。

ハ 再生可能エネルギー導入量及びエネルギー消費量の将来推計

(イ) 目標年度

2013（平成 25）年度を基準年、短期目標年度を 2030（令和 12）年度、長期目標年度を 2050（令和 32）年度とする。

(ロ) 将来推計

上記目標年度における再生可能エネルギー導入量及びエネルギー消費量について、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや省エネルギー可能量、現時点における FIT 認定状況や環境アセスメント対象事業などの本県の状況を踏まえて、将来推計を行う。

(ハ) 対象とする再生可能エネルギー等

太陽光発電，太陽熱利用及び太陽熱発電，風力発電，水力発電（出力 30,000 キロワット以下）地熱発電又は地熱利用，バイオマス発電又は熱利用等，地中熱・地下水熱，燃料電池，発電と同時に得られる熱の利用，クリーンエネルギー自動車（電気等），水素エネルギーとする。

ニ 再生可能エネルギー導入量及びエネルギー消費量の削減目標の検討

温室効果ガス吸収量を考慮して 2030（令和 12）年度及び 2050（令和 32）年度の削減目標を検討する。合わせて、「再生可能エネルギーの利用促進」「事業者・住民の削減活動促進」に関する目標指標を検討する。なお，目標指標は，現行計画の目標指標を基本とし，一般県民にとっても分かりやすく，国や他自治体との比較のしやすさを考慮し検討する。また，再生可能エネルギー導入量は，エネルギー種別に目標を検討する。

(3) 宮城県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定に関する基礎調査

本計画を地球温暖化対策推進法に基づく宮城県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に位置づけるために必要な内容を整理する。

(4) 宮城県気候変動適応計画の策定に関する基礎調査

本計画を気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に位置づけるために必要な内容を整理する。

(5) 重点推進施策の実施に伴う削減効果の算定

発注者の指示に基づき、重点推進施策による削減効果を計画に積み上げる。

(6) 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する基準の設定に関する基礎調査

発注者の指示に基づき、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する基準の検討に必要な基礎的な資料を収集・整理する。

(7) 審議会における基礎資料の作成

発注者の指示に基づき、県審議会における検討に必要な基礎資料の作成を行う。
（4 回程度開催予定）

(8) 印刷・製本

パブリックコメントや宮城県環境審議会の答申、宮城県議会の議決を受け，最終的に決定された計画を印刷・製本する。

5 スケジュール（案）

令和 3 年 12 月上旬・・・ 委託業務開始
令和 4 年 1 月中旬・・・ 県審議会（論点整理）
 " 5 月中旬・・・ 県審議会（中間案）
 " 5 月～6 月・・・ パブリックコメント
 " 7 月中旬・・・ 県審議会（最終案）
 " 9 月～10 月・・・ 県議会審議